

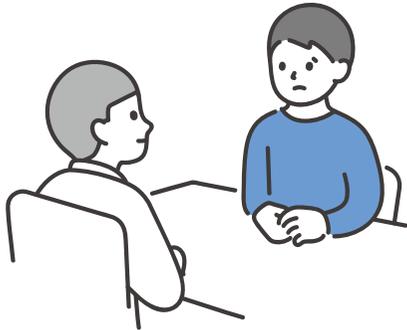
このようなお悩みが
ありませんか？

物忘れがあり、
お金の管理や
支払いに
不安がある。

福祉サービス
利用したいが
一人で契約する
のは心配だ。

自分たちに
何かあった時、
障がいを持つ家族の
財産管理は
誰に頼ればいい？

認知症を
患っている親が、
悪質商法の被害
にあっている。



ご相談ください



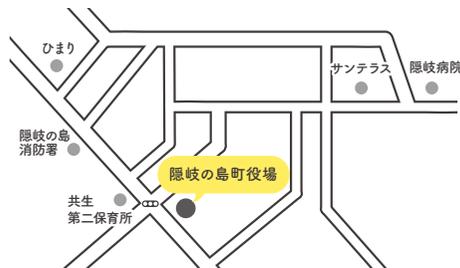
隠岐の島町成年後見制度中核機関

相談
無料

08512-2-4500

月～金 / 8:30～17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)

隠岐の島町役場 保健福祉課 地域包括支援係
〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2
TEL 08512-2-4500 FAX 08512-2-6630
✉ hokenfukushi@town.okinoshima.shimane.jp



あんきに
生活できる
まち

住み慣れた地域で、一人一人の権利がまもられる

成年後見制度 中核機関



隠岐の島町

Q

成年後見制度とは？

認知症や障がいなどにより、判断能力が十分でない方について、ご本人の権利をまもる援助者を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、判断能力が低下した後、家庭裁判所に申立てをする「法定後見制度」と判断能力が低下する前にあらかじめ支援する人を決めておく「任意後見制度」があります。

法定後見制度

認知症や障がいにより判断能力が十分でない方に家庭裁判所が成年後見人等を選任します。

支援を受ける本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの制度が用意されます。

任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

任意後見契約は、公正証書の作成する公正証書によって結ぶものとされ、ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

法定後見制度 「後見」「保佐」「補助」の3つの制度

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
成年後見人等が同意又は、取り消すことができる行為 ※1	原則として全ての法律行為	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為 ※2
成年後見人等が代理することができる行為 ※3	原則として全ての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれていません。

※2 民法13条1項記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など)の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要になります。

中核機関とは

中核機関は、権利擁護支援を必要とする人が、安心して成年後見制度を利用できるよう地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの中核となる機関です。

隠岐の島町では、成年後見制度利用促進計画を策定し、本計画を推進するため、隠岐の島町に中核機関を設置し、隠岐の島町社会福祉協議会へ一部業務を委託し運営しています。



中核機関の 主な役割



広報・啓発

講演会の開催や、チラシの配布など、町民の皆様や関係機関の方々に成年後見制度について広く周知します。

相談支援

成年後見制度に関する相談を受け付け、制度利用に向けた支援を行います。

利用促進

本人に適切な成年後見人等の受任調整を行います。後見人の担い手確保に取り組みます。

※本項目については今後、段階的に整備

成年後見人支援

成年後見人から支援を行う上での悩み等について相談を受け付けます。